

資料2

看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂
に関する連絡調整委員会(第2回)

R6.2.1

令和5年度先導的大学改革推進委託事業

「看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた調査研究」

事業1の概要



【事業1】 目的

「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」改訂案作成の基盤として、関連する法令・ガイドライン・答申等を概観し、看護学を取り巻く環境の変化、看護学教育の課題、臨地実習の課題等を明らかにし、看護学教育の質保証や評価の仕組みの必要性等を整理し、課題解決の方策を展望する。

【事業1】 目次

- 1 看護学教育カリキュラムの成り立ち（歴史）と現状
- 2 高等教育に今後求められる人材育成像
- 3 看護学教育に求められる人材育成像
- 4 大学教育における看護学教育モデル・コア・カリキュラム
- 5 看護学におけるモデル・コア・カリキュラムのさらなる促進のために
- 6 コンピテンシーに基づく学修方略と評価基準の必要性
- 7 看護学教育における臨地実習の現状
- 8 看護学教育の質保証に向けて（参加型臨地実習への期待に向けて）
- 9 まとめ：看護学教育の質保証～看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に向けての展望～

1 看護学教育カリキュラムの成り立ち（歴史）と現状

1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の変遷

1949年：保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和24年文部省・厚生省令第一号）公布

1951年：保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第一号）

1967年：第一次カリキュラム改正

1989年：第二次カリキュラム改正

1996年：第三次カリキュラム改正

2008年：第四次カリキュラム改正

2020年：第五次カリキュラム改正

- 学生が主体的に学ぶことができる教育方法の推進、療養の場の多様化などを勘案した多様な実習施設における実習の推進、情報通信技術（ICT）の進展に伴う事項が挙げられる。また、教育内容として、総単位数は97単位から102単位に増加した。

2) 大学教育における看護学教育カリキュラムの課題

- 日本では、アメリカの教育に影響を受け、看護学生の思考過程について充実した教育理念が掲げられるようになった。カリキュラム編成については、看護学基礎教育カリキュラムの枠組みとして、
 - ①フィロソフィー、②教育目的・目標、③教育課程、④教育の基本方針が示された。
- 本来、大学の教育カリキュラムは、各大学の教育理念や教育目標に基づき編成されることが望ましいが、看護系大学では指定規則に則った科目と単位数を踏まえた教育内容（コンテンツ）を示している大学が多くみられる傾向があるという指摘もある。

2 高等教育に今後求められる人材育成像

- 1) 「学士課程教育の構築に向けて」(2008年(平成20年), 中央教育審議会)において示された人材育成課題
 - グローバル化する知識基盤社会、学習社会にあるため、国際的通用性を備えた人材を育成する必要があること、このためには質の高い教育を行うことの重要性が示された。
 - 学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針の明確化、分野別コア・カリキュラム作成の促進という基本方向が提言された。
 - 日本学術会議は、大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準の作成を開始した。
- 2) 環境変化と「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(2018年(平成30年), 中央教育審議会)
 - 社会の変化として、持続可能な開発のための目標(SDGs)、Society5.0(第4次産業革命)、人生100年時代、グローバル化、地方創生が挙げられ、予測不可能な社会を想定すべきであることが指摘された。
 - 必要とする人材像：普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けた人材、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材
 - 高等教育は教えたことを教えるのではなく、学修者本位の教育へ転換していくことを目指すべきとした。
- 3) 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(2021年(令和3年), 閣議決定)で指摘された育成能力
 - Society5.0時代の人材育成として、自ら課題を発見し解決手法を模索する、探究的な活動を通じて身に付く能力・資質が重要となること、世界に新たな価値を生み出す人材の輩出と、それを実現する教育・人材育成システムの実現が求められることが指摘された。
 - STEM(Science、Technology、Engineering、Mathematics)から、Artsを加えたSTEAM教育への変更が推奨された。

1) コンピテンシーを必要とする時代へ

- Society5.0の到来を見据え、経済の発展のために、技術革新やそれを産み出す創造性が必要とされ、これらを確実に成し遂げられる資質・能力を有する人材が求められるようになった。
- これらを成し遂げられる資質・能力とは何かは追及されるようになり、職業教育、生涯教育として社会で必要とされる資質・能力へとつながっていった。

2) 経済協力開発機構（以下 OECD）のキー・コンピテンシーからの展開

- DeSeCoのキー・コンピテンシー
 - 社会・文化的、技術的ツールを相互作用的に活用する能力
 - 多様な社会グループにおける人間関係形成能力
 - 自律的に行動する能力
 - ①新たな価値を創造する力、②対立やジレンマを克服する力、③責任ある行動をとる力、が追加
- Education2030プロジェクト
 - VUCA（Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性））の時代においても全人類の繁栄や持続可能性、ウェルビーイングに価値を置くことが必要であり、VUCAの時代に直面する課題を解決する資質・能力が培うカリキュラムが必要である。

3) 看護専門職としてのコンピテンシー：JANPUとAACN

- コンピテンシー基盤型教育は既に世界の潮流となっている。
- JANPUは、国内で先駆けて看護の実践能力を高めるためのコアコンピテンシーを提案してきた。
- コンピテンシーは、専門職教育の中でも実践能力が問われるものであり、キャリアの継続性、次の段階へのシームレスな移行に伴う能力の向上という意味で、共通したコンピテンシーであることが望まれる。
- これまでの教育は、コンテンツ基盤型教育のカリキュラム構成であった。しかし、コンピテンシー基盤型教育が求められているものの、一度にコンテンツ基盤型教育からコンピテンシー基盤型教育を基本にしたカリキュラム構成へ変更ができるのか、課題を残している。

4) 高等教育をめぐる環境変化からみた看護学教育モデル・コア・カリキュラム提案の意義

- 学問分野ごとにその考え方と育成をめざす人材像は、何を教えるかではなく、学修者の立場から何を学ぶかについて、社会に開かれた質保証を実現するものとして、広く社会の共通認識を得るための基準として示すことが肝要である。
- 看護師等養成の視点からも、看護系大学には社会人経験者も含め、様々な背景を持つ者に対して広く看護の専門性と役割の重要性を発信すること、および看護師等の魅力を国民に伝える役割が課せられており、そのためにも何を学べるものなのか、というコアを示す必要がある。

6 コンピテンシーに基づく学修方略と評価基準の必要性

1) コンピテンシーに基づく学修方略

- 学習者が習得する必要があるスキルが明確に示された学習に対するアウトカムベースのアプローチであり、カリキュラムの開発、実施、評価が中心となる。
- コンピテンシー基盤型教育は、従来の「学習者がどういう授業や実習や研修を受けたか」をみるプロセス重視ではなく、「学習者がどのような看護職に育っているか」のアウトカム重視の評価方法となる。

2) コンピテンシーに基づくアウトカムの必要性

- アウトカムの設定は、看護実践能力の評価とその結果としての看護実践場面での成果を明示する。
- アウトカムを設定することは、知識、スキル、態度、思考、判断、表現を統合したパフォーマンスを学修成果として示すこととなり、学修成果の可視化によって看護職としての看護実践能力を明らかにするものである。

3) アウトカム設定とその評価および測定方法

- アウトカムとしての学習成果の到達度
- 評価基準・評価基準項目の設定によるパフォーマンスレベルでの達成水準
- 学修成果を何で測定するのかという測定ツールの検討
- コンピテンシーとアウトカムと測定ツールの一貫性担保および評価ツールの信頼性と妥当性の検証
- 臨地実習におけるアウトカムの設定とその評価および測定方法の明確化

1) 看護学生が看護行為を実施することの法律上の解釈

- 診療の補助に関する法律上の規定看護師資格のない学生が看護行為を実施することは、保健師助産師看護師法第32条第1項に抵触する。一方、保健師助産師看護師学校養成所指定規則では臨地実習を履修することが義務付けられているため、両者は矛盾する。
- 診療の補助の解釈の歴史
 - 保健師助産師看護師法第37条において、看護師が医行為を行うことを制限している。これまで診療の補助の解釈について、厚生労働省からの通知で実施されてきた。
- 無資格である看護学生が看護行為を実施することの法律上の違法性阻却
 - 「看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会報告書」（平成15年3月厚生労働省）において、「看護師等の資格を有しない学生の看護行為も、その目的・手段・方法が、社会通念から見て相当であり、看護師等が行う看護行為と同程度の安全性が確保される範囲内であれば、違法性はないと解することができる。」と明示された。
 - 違法性が阻却されるための条件は、①患者・家族の同意のもとに実施されること、②看護教育としての正当な目的を有するものであること（目的の正当性）、③相当な手段、方法をもって行われること（手段の正当性）、④法益侵害性が当該目的から見て相対的に小さいこと、⑤当該目的から見て、そのような行為の必要性が高いことが示された。

7. 看護学教育における臨地実習の現状

2) 大学教員の臨地実習指導における看護行為の問題と課題

- 大学教員が臨地実習で行う「診療の補助」及び「療養上の世話」の法令上の課題
看護教員は看護師免許を有するため、臨地実習において看護行為を実施しても保健師助産師看護師法には抵触しない。しかし、臨地実習病院に所属していないため、臨地実習における看護行為の実施は、患者からの同意書によって行うこととなる。この場合、患者に対する大学教員の立場や責任が不明確であることが懸念された。
- 患者への許諾
学生と共に、臨地実習指導教員は、患者からの同意書を受け、看護行為を行う。
- 大学教員と臨地実習施設との連携・役割分担の現状と課題
 - 「看護系大学学士課程の臨地実習とその基準作成に関する調査研究」を実施・報告し、大学と実習施設における連携・協働体制の構築について参照基準を示した。
 - 臨地実習は、大学教員、実習施設の指導者、学修する学生により成立する教授学習過程であり大学の教育と実習施設の連携と協働が基盤となっている。
 - 文部科学省の「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」にこれらが報告され、第2次報告で看護学教育モデル・コア・カリキュラムに付随する「看護学実習ガイドライン」としてまとめられた。

3) 臨地実習における看護行為の現状

- 2022年度に日本看護系大学協議会が会員校を対象に行った臨地実習に関するアンケート調査【A調査】実態調査では、75%以上の学生が経験していると回答した技術項目のうち、70%以上の大学が回答した項目は成人看護学を例にとると
 - 療養上の世話に相当する技術33項目のうち、「フィジカルアセスメントを指導の下で実施している」(77.1%)、「安全な療養環境の整備を指導の下で実施している」(78.6%)のみであった。50%以上の回答は「清拭を指導の下で実施している」(58.9%)、その他4項目であった。
 - 診療の補助に相当する技術20項目(実施・見学各20項目)のうち、20%以上を示したものは、「医療機器の操作・管理を見学している」(38.4%)が最も高く、「膀胱留置カテーテルの管理を見学している」(35.1%)、「静脈路確保・点滴静脈内注射を見学している」(23.2%)、「ドレーン類の挿入部の処置を見学している」(21.1%)と4項目の「見学」のみであり、ほとんど実施できていないことが示された。
- 看護学生による看護行為は違法性の阻却がされるが、時代の変化のなかで患者権利の高まり等により医療安全が優先された可能性がある。
- 大学教員は看護資格を有しているが、実習病院には所属していない。臨地実習における看護行為の実施は、患者からの同意書に基づき実施するが、患者に対する大学教員の立場や責任が不明確である。

8. 看護学教育の質保証に向けて（参加型臨地実習への期待に向けて）

1) 臨床実践能力評価のための評価基準とその保証

- 課題：見学中心の臨地実習、臨床実践能力の低下、基礎教育と継続教育の分断
 - 具体的には、看護学生と新人看護師の臨床実践能力は一貫性ある明確な評価基準がなく、共通認識化されてこなかった。
 - 国家試験はあるがその内容は知識に限定されている。
 - 知識以外のスキル・態度・思考・判断を含むパフォーマンス評価・Entrustable Professional Activities (EPA) の基準がない。
- 実習前・中・後、そして卒業時点を踏まえた継続評価できる評価方法・基準を作ることが急務である。

2) 臨床実践能力評価のための評価基準策定のための具体的な方策や保証制度

- 看護学生に許容される看護行為の範囲の例示
- 学生・教員・実習指導者の共通認識、責任の所在の明確化
- 評価基準で正しく測定するための評価者能力、指導体制の確保

- ① 指定規則に示された教育内容は、コンテンツ基盤型教育を促進し、看護学教育の質保証に貢献してきた。2040年に向けた社会環境の変化から、高等教育に対しコンピテンシー基盤型教育が求められている。多くの看護系大学のカリキュラムはコンテンツ基盤型カリキュラムである。コンピテンシー基盤型カリキュラムを構成することは、指定規則の教育内容の枠組みとは異なることから、指定規則との調整が望まれる。
- ② 看護学教育は、コンテンツ基盤型教育からコンピテンシー基盤型教育（CBE）へ切り替えるには困難を伴うことが予測される。CBEはアウトカム重視の評価法である。アウトカムを設定することは、知識、スキル、態度、思考、判断、表現を統合したパフォーマンスを学修成果として示すこととなり、学修成果の可視化によって看護職としての看護実践能力を明らかにするものである。
- ③ CBEを実現するためには、看護職としての実践能力を明らかにして、臨地実習前・後・卒業時点でのアウトカムを設定し、評価基準等を確認する必要がある。アウトカム設定は、看護学基礎教育から看護師資格取得後の卒後教育へとシームレスに継続されるものであり、その視点に立ってアウトカムとしての学修成果の到達度の設定、評価基準・評価基準項目の設定によるパフォーマンスレベルでの達成水準の明示と共通理解、測定ツールの検討が必要である。さらに、コンピテンシーとアウトカムと測定ツールの一貫性の担保、評価ツールの信頼性と妥当性の検証も課題となる。
- ④ 看護学の固有の特性を効果的に学ぶ場である臨地実習において、学生が看護行為を実習できていない状況から、参加型臨地実習の実現が望まれる。それを可能にするためには、実習前のアウトカムとしての学修成果の到達度を明示する必要がある。アウトカムの設定と評価は前項③と同様に必要であり、評価基準、評価基準項目、達成水準、測定ツールを明確にする必要がある。さらに、違法性阻却についても法律上で保障されることが望ましい。